

【資料1-2】

令和6年度 社会福祉法人指導監査担当初任者研修

社会福祉法人指導監査の基本

令和6年4月25日（木）

熊本県社会福祉課指導監査班

(1) 指導監査業務の「根拠」

所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、社会福祉法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員に、社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。＜社会福祉法第56条第1項＞

(2) 指導監査の「目的」

社会福祉法の規定に基づき、法人の自主性及び自律性を尊重し、「法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項」について運営の実態の確認を行うことによって、「適正な法人運営」と「社会福祉事業の健全な経営」の確保を図る。

< 社会福祉法人指導監査実施要綱（H29.4.27） >

(3) 指導監査の「基本姿勢」

指導監査にあたっては、法人運営に改善すべき点がある場合には、法人が「自ら改善すべき点を把握」し、「自主的に改善に取り組む」ことができるように指導を行うことが重要。

(4) 指導監査にあたっての「心構え」

ア. 指導監査の「目的」や「基本姿勢」を念頭において指導監査を行う。

* 社会福祉法人「経営の原則」と「新たな制度改革の視点」

イ. 監査関係資料、自己点検表等は事前に目を通しておき、当日は効率的に進める。

* 「事前準備」の重要性（指摘が見込まれる事項、現場で確認すべき資料）

* 「原本」の確認、「複数書類」を組み合わせて確認、等

ウ. 指摘事項については、統一性を確保する。

* 社会福祉法人指導監査実施要綱の別紙「指導監査ガイドライン」

⇒チェックポイント／着眼点／文書指摘の基準

エ. 指導監査は、対等な姿勢で、公平・適正な実施に努める。

(5) 指導監査にあたって「留意すべき事項」

ア. 問題点の発生原因の把握

- ・なぜそのような取扱いをしたのか。

* 知らなかったのか、理解が不十分だったのか、等

イ. 書面による「記録」の必要性についての認識

- ・ 説明責任 / 手続きの適正性を担保

* 第三者に対して、手続きが適正に行われていることを客観的に説明できるか

(5) 指導監査にあたって「留意すべき事項」

ウ. 指摘事項について

- ・ 指摘内容は法的根拠に基づき、具体的であるか。
- ・ 指摘事項は相手方もきちんと理解しているか。
 - * 法人との「対話や議論」⇒「指導内容についての理解」を得るように努める。
- ・ 法人の主体性を尊重・配慮しているか。
 - * 「原因の確認」と「改善方針の検討」
 - * 「法人担当者」と「監査担当者」、各々の役割を踏まえた対応
⇒法人の「自律的な運営」を促す。

(5) 指導監査にあたって「留意すべき事項」

エ. 指摘後の改善状況についての確認

- ・ 指導監査の目的：適正な法人運営確保のための「改善」

* 「指導監査」業務の一連の流れ

《参考》

○指導監査結果の公表（「県ホームページ」に掲載）

- ・ 「文書指摘事項」及び「改善結果」について

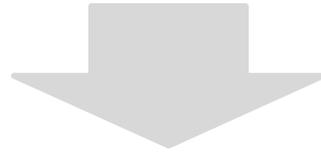
* 社会福祉法人、社会福祉施設について公表

* 社会福祉課実施分／平成19年度実施分から公表

（県ホームページでは、現在令和2～4年度実施分を掲載）

指摘の軽重の判断について

▶ 文書指摘、口頭指摘の軽重の判断については、指導監査ガイドラインの冒頭部分において、その運用に関して留意するよう定めている。



- ガイドラインの運用に関しては、次の事項に留意することとする。
 - 1 実施要綱の5の(1)に定める文書指摘、口頭指摘又は助言については、指摘基準に定めるものの他、次の点に留意して行うこと。
 - (1) ~ (2) (略)
 - (3) 指摘基準に該当する場合であっても、違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合には、口頭指摘を行うことができること。
 - (4) 以下 (略)

指摘の軽重の判断事例①



2回以上連続して理事会を欠席している理事がいた。



ガイドライン I の 4 の (3) 「適格性」の指摘基準に該当

< 指摘基準 >

次の場合は文書指摘によることとする。

- ・ 欠席が継続しており、名目的、慣例的に選任されていると考えられる役員がいる場合



文書指摘に該当

特に明確な理由もなく理事会に参加せず、また法人も当該問題を解決する意思（日程調整のやり方を変える、理事会に出席可能な人選を行うなど）が全く見られない場合。

口頭指摘に該当

・ 今後は2回以上連続して欠席することなく理事会に参加できることが法人において説明された場合。

・ 新たに参加できる者の選任することの検討を法人が行う意思が確認できた場合。

指摘の軽重の判断事例②



役員等の報酬基準が未作成であった。



ガイドライン I の 8 の (2) 「報酬等支給基準」の指摘基準に該当

< 指摘基準 >

次の場合は文書指摘によることとする。

- 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準が作成されていない場合



文書指摘に該当

原案もなく、また今後の手続についても未定である場合。

口頭指摘に該当

既に案文は作成済みであり、次回開催の評議員会での承認を受けることの説明があった場合。

指摘の軽重の判断事例③



定款に規定してある事業の一部が実施されていない。



ガイドラインⅡの1「事業一般」の指摘基準に該当

<指摘基準>

次の場合は文書指摘によることとする。

- 定款に記載している事業を実施していない場合（休止中の事業であって、再開の見込みがある場合を除く）



文書指摘に該当

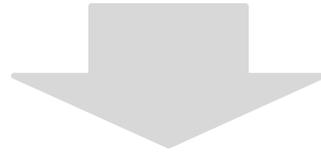
特に明確な理由もなく数年にわたり当該事業を実施しておらず、今後も事業再開の見込みが立たない上、定款変更を怠っていた場合。

口頭指摘に該当

- 事業の未実施期間が長期に及ばず、確実に事業を再開することが法人より根拠をもって説明された場合。
- 実態に沿った形に定款を変更する旨が法人より説明された場合。

不適切な指導について

▶ 指導監査に当たっては、監査担当者の主観的な判断で指摘を行うことのないよう、留意するよう定めている。



- ガイドラインの運用に関しては、次の事項に留意することとする。
 - 1 実施要綱の5の(1)に定める文書指摘、口頭指摘又は助言については、指摘基準に定めるものの他、次の点に留意して行うこと。
 - (1) 監査担当者の主観的な判断で法令又は通知の根拠なしに指摘を行わないこと。
 - (2) 以下 (略)

不適切な指導の事例①



評議員選任・解任委員会の委員に、評議員が含まれており、その評議員選任・解任委員会によって選任された評議員は無効であるため直ちに新たな評議員選任・解任委員を選任しなおし、評議員選任決議をやり直すよう求めた。

▶ 所轄庁が決議の無効を宣言することは適切ではない。

既に決議を経ている事案に関して無効を宣言し、再度決議を行うよう指導することが必ずしも適切ではない場合があります。

この場合、法人に対し、決議の手續等に不備がある場合は指摘の対象とするとともに、利害関係者に無効を主張された際に決議内容が無効になる可能性があるため、再度、評議員選任・解任委員を選任し直した上で、決議を行っておくことが望ましいことを助言することは有効であると考えます。

不適切な指導の事例②



理事会で特殊関係人が含まれている状態で決議を経ている事案があり、そのような決議は無効であるため再度決議を行うよう指導した。

所轄庁が決議の無効を宣言することは適切ではない。

既に決議を経ている事案に関して無効を宣言し、再度決議を行うよう指導することが必ずしも適切ではない場合もあります。

この場合、法人に対し、決議の手續等に不備がある場合は指摘の対象とするとともに、利害関係者に無効を主張された際に決議内容が無効になる可能性があるため、再度、特殊関係人を除いた上で、決議を行っておくことが望ましいことを助言することは有効であると考えます。

不適切な指導の事例③



理事会の招集通知の日付が「○月吉日」となっており発出日が文書により確認できなかったため、法人に説明を求めたところ理事会の1週間前には発出した旨の回答を得た。しかし法人には発出日を明らかにする義務があるため文書での確認ができない以上は文書指摘とした。

▶ **文書で確認できないことをもって直ちに文書指摘としない。**

文書で確認できないことをもって直ちに文書指摘とするのが適切でない場合もあります。一方的な指導を行わず、法人から説明があった場合は、法人の説明も踏まえ指摘の判断を行うことが適切です。

このような場合、法人には指導監査等の際に対外的に事実を説明する責任があるため、今後は、客観的に判断できる書類等を残しておくよう助言することは有効であると考えます。

不適切な指導の事例④



法人が経理規程に契約書を作成することを定めている契約について、契約書の作成を行っていないため契約を解除するよう求めた。

民間同士の契約に行政が介入することはできない。

既に法人と第三者との間で成立している契約について所轄庁が契約解除を行うように指導することはできません。

本件の場合、「経理規程に作成することを定めている契約書を作成していないので契約書を作成すること」を経理規程違反で指摘することは可能だと考えますが、「契約を解除するよう求める」ことは、民間同士の取引に介入することになりますので、このような指導はできません。

不適切な指導の事例⑤



売却せずに配当を財源とするよう贈与者から意向を受けて、株式の寄附を受けた法人の所有する株式について、株式の保有は認められないので、全て売却するよう求めた。

▶ 主観的な判断による指導

法人は一定の要件の下で、株式の保有が認められており、監査担当者の主観的な判断により、指導を行うことは望ましくありません。

不適切な指導の事例⑥



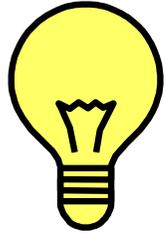
法人の会計手続きについて疑義があり、法人の了承のもと伝票及び帳簿の原本を持ち帰って調査した。

紛失等の危険

伝票や帳簿の原本は、重要な法人情報が含まれており、原本を持ち帰ることは大変危険です。

伝票や帳簿はその場で閲覧を求め、必要な場合は、その部分のコピーを取得する等、原本を持ち帰ることがないように留意してください。

監査ガイドライン・自己点検表の周知について



指導監査に当たっては、法人運営に改善すべき点がある場合には、法人が自ら改善すべき点を把握し、自主的に改善に取り組むことができるよう指導することが重要。



法人が自己チェックを行えるよう

ガイドラインの周知をお願いします。

また、自己点検表の周知も併せてお願いします。

※自己点検表は県ホームページに掲載しています。

【参考資料】

- **令和5年度都道府県・指定都市・中核市指導監督担当者職員 研修資料 1**
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
- **熊本県社会福祉施設等指導監査要項**
- **令和5年度社会福祉施設等指導監査方針**
- **令和4年度社会福祉施設等指導監査結果
主な指摘事項（法人関係）**